

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

昨年12月に中華人民共和国から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が、急速な勢いで世界中に拡大し、我が国においても感染者が増加の一途をたどっており、そのような中において、政府は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大するなどの対策を進めているが、いまだに収束する気配は見えず、延長の可能性さえも出てきているところである。

本市での感染者については、幸いなところ極小ではあるが、国や県からの要請により、学校の一斉休業や会議やイベント等の開催自粛、移動自粛などが続いており、市民の不安払しょくはされないまま、市民生活や地域経済活動に多大な影響を及ぼしている状況である。

よって、市におかれては、引き続き、国県と一体となって、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていくことはもちろん、下記事項のとおり、市民の生活と命を守るため、地域経済の下支えに向けた本市独自の対策等についても、迅速かつ柔軟に対応することを強く要望する。

また、本市議会としても、市民の安心安全の確保のため、行政と連携・協力して感染の拡大防止に全力を挙げて取り組むものである。

記

- 1 ウイルス感染症予防の対策に向けた一層の体制強化を図り、市民等の相談にも十分に対応すること。
- 2 ウイルス感染症予防対策に起因する観光客の激減等、地域経済への影響は、甚大であり、旅館業、飲食業を中心とした中小企業、個人事業主への支援策の拡充を図ること。
- 3 学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等について、十分な対応を図ること。
- 4 児童クラブ、介護施設及び医療機関などへの支援を可能な限り行うこと。
- 5 その他各種の困難ケースに対応した柔軟な救済が実施できるよう、努力すること。

以上、決議する。

令和2年5月1日

霧島市議会議長 阿多 己清